

## ろうきんフラット 35

2014年6月23日現在

1. 商品名	ろうきんフラット 35
2. ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たされる個人の方 ① 借入申込日現在 70 歳未満の方 ② 日本国籍を有する方または永住許可を受けている外国人の方
3. お使いみち	申込人もしくは親または子が自ら居住する住宅および申込人が使用するセカンドハウスに関する以下の資金となります。 ① 住宅新築費または新築住宅購入資金 ② 中古住宅購入資金 ③ 住宅ローン借換資金 ※増改築資金は除きます。 ※労金住宅ローンの借換えは除きます。
4. お申込金額	100 万円以上 8,000 万円以下（1 万円単位）で、建築費または購入価格の 100% 以内となります。 ※借換資金の場合は「借換対象住宅ローンの残高および適合証明検査費用」または「担保評価額の 200%以内」のいずれか低い額となります。
5. ご融資期間	以下のいずれか短い方となります。 ① 15 年以上 35 年以内 なお、申込人が 60 歳以上の場合は 10 年以上 ② 完済時年齢が 80 歳となる迄の年数 ※借換資金の場合は、上記（1）（2）に加え、「35 年」から住宅取得時に借り入れた住宅ローンの経過期間を減じた期間となります。
6. ご融資金利種類	固定金利型となります（ご融資時の利率を返済終了まで適用します）。 ※融資率（9 割以下・9 割超）に応じて、それぞれ融資金利を決定します。 ※一定期間、金利引下げを行う制度あり（借換融資には利用できません）
7. 資金のお受取日	毎月 10 日と 20 日の月 2 回（休日の場合は翌営業日）が資金のお受け取り日となります。 ※12 月のみ 25 日（休日の場合は翌営業日）を資金のお受け取り日とすることができます。
8. 返済日	毎月 15 日または 25 日のどちらか希望される日（12 月 25 日に資金をお受け取りになる場合は毎月 15 日をご返済日となります）。 ※初回返済日につきましては、資金をお受け取りになった直後の 15 日または 25 日のどちらかをお選びいただけますが、資金をお受け取りになってから 9 営業日以内に初回返済となる場合には、資金をお受け取りになった日から 10 営業日目を初回返済日とさせていただきます。
9. 保証料	不要です。
10. ご返済方法	元利均等月賦返済または元利均等月賦・ボーナス併用返済または元金均等月賦返済または元金均等月賦・ボーナス併用返済となります。

	<p>① 元利均等月賦返済は、元利金を均等に毎月のみで返済をいただく方式です。</p> <p>② 元利均等月賦・ボーナス併用返済は、元利金を均等に毎月とボーナス分（年2回ごと）で併用してご返済していただく方式です。</p> <p>③ 元金均等月賦返済は、元金を均等にして元利金を毎月のみ返済をいただく方式です。</p> <p>④ 元金均等月賦・ボーナス併用返済は、元金を均等にして元利金を毎月とボーナス分（年2回ごと）を併用してご返済していただく方式です。</p> <p>※ボーナス返済の割合は、融資額の40%以内となります。</p>
11. 担保	ご融資対象となる住宅および敷地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第一順位の抵当権を設定していただきます。
12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資手数料については、会員間接構成員の方は無料です。一般のお客様の場合、54,000円をいただきます。</li> <li>※手数料については、店頭に掲示しています。</li> <li>・物件検査の手数料・抵当権設定にかかわる費用等は、お客様のご負担となります。</li> </ul>
13. 保証人	不要です。 ただし、土地の所有者や建物の共有者は担保提供者となっていただきます。
14. 団体信用生命保険	お客様の負担となります。
15. 火災保険	ご融資対象となる住宅に火災保険を付保していただきます。 なお、敷地に抵当権を設定しない場合は、その火災保険金請求権に住宅金融支援機構を質権者とする第一順位の質権を設定していただきます。 ※保険期間はご返済期間以上となります。また、保険料払込方法は、長期一括支払とさせていただきます。
16. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> </ul> <p>【窓口：九州労働金庫 コンプライアンス統括部】0120-796-210 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://kyusyu.rokin.or.jp">http://kyusyu.rokin.or.jp</a></p>
17. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫コンプライアンス統括部またはろうきん相談所にお申し出ください。</li> <li>・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法</p>

**【商品概要説明書】**

ろうきんフラット 35

	<p>(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</b></p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
--	--

※当金庫の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

**九州ろうきん**